

八重瀬町・与那原町学校給食センター
整備・運営事業

実施方針

令和8年3月27日

八重瀬町・与那原町

はじめに

八重瀬町及び与那原町（以下「2町」という。）は、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表するものである。

令和8年3月27日

用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、以下の表のとおりである。

用語	定義
2 町	八重瀬町及び与那原町を指す。
本事業	八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業を指す。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）を指す。
本施設	本事業にて整備する（仮称）八重瀬町・与那原町学校給食センターを指す。
協議会	八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会を指す。
入札説明書等	入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等を指す。
審査委員会	八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業審査委員会を指す。
構成企業	入札参加者及び SPC を構成する企業で、かつ SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を指す。
構成員	入札参加者のうち、SPC に出資を予定し SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を指す。
協力企業	入札参加者のうち、SPC に出資を予定していない者で SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を指す。
代表企業	構成員のうち、入札参加者を代表する企業で、応募手続きを行う者を指す。
営業所	本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものを指す。
町内営業所	八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 事業の目的	1
3 事業方式	1
4 事業内容	1
5 業務内容	2
6 2町が実施する業務（参考）	3
7 事業者の収入	3
8 事業のスケジュール（予定）	3
9 法令等の遵守	4
10 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集・選定方法	5
2 審査の方法	5
3 審査委員会の設置と評価	5
4 事業者の募集及び選定手順	5
5 入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
6 審査の手順及び審査	14
7 提出書類の取扱い	14
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 基本的な考え方	15
2 予想されるリスクと責任分担	15
3 事業の実施状況のモニタリング	15
4 事業終了後の措置	15
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1 立地条件	16
2 施設要件	16
3 提供食数	16
4 献立方式	17
5 施設稼働日数	17
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合	19
2 2町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	19

4 その他.....	19
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
第8 その他特定事業の実施に関する要な事項.....	20
1 本事業における2町の事務所掌.....	20
2 2町議会の議決.....	20
3 入札に伴う費用負担.....	20
4 実施方針に関する問合せ先.....	20
別添資料1：位置図及び事業用地概要図.....	21
別添資料2：配送校一覧表.....	23
別添資料3：事業スキーム図.....	24
別添資料4：審査委員会の構成.....	25
別添資料5：リスク分担表（案）.....	26
別添資料6：サービス対価の支払い方法.....	29
1 サービス対価の構成.....	29
2 サービス対価の支払い方法.....	29
3 サービス対価の支払い時期.....	30
4 サービス対価の改定.....	30

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業

(2) 公共施設の管理者

八重瀬町長 新垣 安弘

与那原町長 照屋 勉

2 事業の目的

2町の現学校給食センターでは、新設から30年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、施設及び設備の更新の時期を迎えている状況にある。

こうした背景を受け、学校給食センターの基本的な方向性の明確化を図り、達成するための方策を立案することを目的として「広域連携学校給食センター基本計画」(2024年(令和6年))を策定した。本事業は、広域連携学校給食センター基本計画に基づき、本施設を整備・運営するものである。

本事業は、設計・建設及び維持管理・運営について、PFI法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力等を活用し、献立作成や食材調達を行う2町と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とする。

3 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、2町と事業契約を締結した事業者が、2町所有の土地に本施設を自ら設計・建設を行い、完成後に施設の所有権を2町に移管したうえで、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施するものとする。

4 事業内容

本事業の施設概要は、次のとおりとする。

事業用地	八重瀬町字後原	
敷地面積	約11,500㎡(土地利用有効面積約9,350㎡) 現況は農地等。2町において農地転用、開発許可の手続きを行う。	
提供食数	一日当たり最大7,500食	
対象校	小学校6校 【八重瀬町】 東風平小学校、白川小学校、新城小学校、具志頭小学校 【与那原町】 与那原小学校、与那原東小学校	中学校3校 【八重瀬町】 東風平中学校、具志頭中学校 【与那原町】 与那原中学校

5 業務内容

事業者が実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（建築物・建築付帯設備等、調理設備）
- ウ 交付金申請等支援業務

(2) 工事監理業務

- ア 工事監理業務

(3) 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 調理設備調達・搬入設置業務
- ウ 引渡し業務

(4) 各種備品等調達業務

- ア 各種備品調達・設置業務
- イ 配送車両調達業務
- ウ 備品台帳の作成業務

(5) 開業準備及び引渡し業務

- ア 開業準備業務
- イ 開所式支援業務
- ウ 開業準備期間中の維持管理業務

(6) 維持管理業務

- ア 建築物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 調理設備維持管理業務
- エ 付帯施設維持管理業務
- オ 施設備品等維持管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク 事業期間終了時の引継ぎ業務

(7) 運營業務

- ア 食材検収補助・保管業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄業務
- エ 配送・回収業務
- オ 廃棄物等処理業務
- カ 運営備品保守管理業務
- キ 衛生管理業務
- ク 食育支援業務
- ケ 広報支援業務

コ その他運営業務に関する特記事項

※ アレルギー対応食の提供については、供用開始後に 2 町と事業者で協議の上決定する。なお、当該業務にかかる費用は、協議の上別途契約を行う。

6 2 町が実施する業務（参考）

(1) 運営業務

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 食材調達業務
- (ウ) 食材検収業務
- (エ) 調理指示業務
- (オ) 検食業務
- (カ) 食数調整業務
- (キ) 食育業務
- (ク) 広報業務（見学者対応含む。）
- (ケ) 給食費徴収業務
- (コ) 学校配膳業務
- (サ) 主食（ジュースを除くご飯、パン）・牛乳の配送

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として 2 町が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。詳細については入札説明書等公表時に提示する。

- ア 2 町は、事業者が実施する施設の設計、建設に対して、設計・建設期間終了時に一括で対価を支払う。
- イ 2 町は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- ウ 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定している。

8 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

落札者の決定及び公表	2027 年(令和 9 年) 1 月
特定事業仮契約の締結	2027 年(令和 9 年) 3 月
特定事業契約に係る議会議決	2027 年(令和 9 年) 3 月
施設の設計・建設	2027 年(令和 9 年) 3 月～2029 年(令和 11 年) 6 月
開業準備期間	2029 年(令和 11 年) 7 月～2029 年(令和 11 年) 8 月
施設の維持管理・運営	2029 年(令和 11 年) 9 月～2044 年(令和 26 年) 8 月

9 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

10 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI法第2条第2項）。

(1) 選定方法

2町は、実施方針の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、2町自らが本事業を実施する場合に比較して、事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- ア 施設の設計・建設、維持管理及び運営等に係る各業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた2町の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 2町の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の設計・建設、維持管理及び運営等に係る各業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定手順

具体的には、次の手順により客観的評価を行う。

- ア 2町の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、選定結果は、2町のホームページ等により公表する。

(4) 予定価格の公表

予定価格については、入札説明書で公表する予定である。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集・選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて事業者にも効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、事業者の選定については、総合評価一般競争入札方式によるものとする。

2 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、提案書類の提出方法等については、入札説明書等公表時に明らかにする。

(1) 資格審査

入札参加者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

(2) 提案審査

資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

3 審査委員会の設置と評価

提案審査に当たっては、学識経験者及び2町の職員で構成する「八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業 PFI 事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。2町は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案者をもとに、落札者を決定する。なお、審査委員会の委員については、別添資料4に示す。

4 事業者の募集及び選定手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
2026年(令和8年)3月27日(金)	実施方針・要求水準書(案)の公表
2026年(令和8年)3月30日(月) ～4月13日(月)	実施方針等に関する質問・意見の受付/締切
2026年(令和8年)5月11日(月)	実施方針等に関する質問・意見の回答
2026年(令和8年)6月中旬	特定事業の選定・公表
2026年(令和8年)6月中旬	入札公告及び入札説明書等の公表
2026年(令和8年)7月中旬	現地説明会及び配送校現地見学会(予定)
2026年(令和8年)7月上旬	入札説明書等に関する第1回質問の受付/締切
2026年(令和8年)8月上旬	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
2026年(令和8年)8月中旬	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付/締切
2026年(令和8年)8月下旬	参加資格審査結果の通知
2026年(令和8年)9月中旬	入札説明書等に関する第2回質問の受付/締切
2026年(令和8年)10月上旬	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
2026年(令和8年)11月上旬	提案書類の受付
2026年(令和8年)12月下旬	入札参加者に対するヒアリング
2027年(令和9年)1月中旬	落札者の決定及び公表

日程	内容
2027年(令和9年)2月上旬	基本協定の締結
2027年(令和9年)3月上旬	特定事業仮契約の締結
2027年(令和9年)3月以降	特定事業仮契約に係る議会の議決(本契約の締結)

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答公表

(ア) 質問・意見の方法

実施方針等に関する質問・意見は、「実施方針等に関する質問書」(様式 1) 及び「実施方針等に関する意見書」(様式 2) に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、[【質問書】八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業] 又は [【意見書】八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業] と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

(イ) 受付期間

2026年(令和8年)3月30日(月) から4月13日(月) 午後5時まで

(ウ) 送付先

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会

電話番号：098-998-2011

E-Mail：ks05@yaese.ed.jp

(エ) 実施方針等に関する質問・意見への回答公表

実施方針等に関する質問・意見及び質問・意見に対する回答は、2町のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：2026年(令和8年)5月13日(月)

イ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

ウ 入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札説明書等を公表する。以降のスケジュールは、入札説明書等公表時に明らかにする。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成は、本事業の各業務に当たる複数の企業等により構成される企業グループとする。

イ 参加資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であることを明らかにすること。

- ウ 入札参加者は代表企業を定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。また、代表企業は、必ず構成員とし、SPCに最大の出資を行う者とする。
- エ 入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となっていないこと。
- オ 各業務の実施にあたっては、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、八重瀬町又は与那原町に営業所を有している企業の積極的な参画、地元企業からの資材調達及び地域住民の雇用について期待をしているところであり、落札者の選定にあたっては、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- ア PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。
- ウ 国または地方公共団体において、指名停止措置を受けていないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 入札公告日から落札者の決定日までの期間において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- キ 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ケ 八重瀬町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号、同条第2号及び与那原町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号、同条第2号の規定に該当する者若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（総称して「反社会的勢力」）でないこと。
- コ 2町が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、2町のアドバイザー業務を行う者は、次のとおりである。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ) 株式会社システム環境研究所

(ウ) 日比谷パーク法律事務所

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業等の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- サ 本事業の審査委員等が属する企業等若しくはその企業等と資本面・人事面で関連のある者で

ないこと。

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

参加資格要件	複数で構成	
	1 者以上	左記以外の者
(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	必須 (1 者で全て満たすこと)	必須 (全ての企業が満たすこと)
(イ) 令和 7 年度・令和 8 年度において、八重瀬町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）又は与那原町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）を有すること。		
(ウ) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 m ² 以上で、平成 27 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した公共施設の実施設計の実績を有していること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。		
(エ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。		任意
(オ) 県内に営業所を有する企業とすること。なお、八重瀬町又は与那原町に町内営業所を有する企業を 1 者以上含むこと。	必須	

※入札参加資格を有しない場合の手続きについては「(5) の入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

※ 上記(ウ)の「公共施設」とは、地方自治法第 238 条の 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

※上記(エ)の「HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計実績、ドライシステムの学校給食の実施設計実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設を含む。大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。）の実施設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 町内営業所とは、八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、少なくとも 1 者が構成員であれば、他の者は協力企業としても良い。

参加資格要件	複数で構成	
	1者以上	左記以外の者
(ア) 建設業法第3条第1項第2号の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	必須 (1者で全て満たすこと)	(ア) 又は (イ) のいずれか一方は必須 (全ての企業が (ア) 又は (イ) の条件を満たすこと)
(イ) 建設業法第3条の規定による建築工事業、土木一式工事業、電気工事業、管工事業等のいずれかに係る一般建設業又は特定建設業の許可を有すること。	—	(ア) 又は (イ) の条件を満たすこと)
(ウ) 令和7年度・令和8年度において、以下の入札参加資格要件を満たすこと。 ・八重瀬町又は与那原町の建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に定める入札参加資格の業種が建設工事の入札参加資格であること。	必須 (1者で全て満たすこと)	必須 (全ての企業が満たすこと)
(エ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において建築工事一式の格付がA以上であること。		任意
(オ) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積1,000㎡以上で、平成27年4月1日以降に元請けとして完了した公共施設の建設業務の実績を有していること。なお、JVとしての実績の場合には、JVの代表者として当該実績を満たすこと。		任意
(カ) 八重瀬町に町内営業所を有する企業を1者以上かつ与那原町に町内営業所を有する企業を1者以上の計2者以上で構成すること。	必須 (企業構成については全ての企業で左記を満たすこと)	

※ 入札参加資格を有しない場合の手続きについては「(5)の入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

※ 上記(オ)の「公共施設」とは、地方自治法第238条の4に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

※ 町内営業所とは、八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務は、建設工事業務に当たる者同一の者又は資本面若しくは人事面において関連がある者が実施してはならない。

参加資格要件	複数で構成	
	1者以上	左記以外の者

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	必須 (1 者で全て満たすこと)	必須 (全ての企業が満たすこと)
(イ) 令和 7 年度・令和 8 年度において、八重瀬町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）又は与那原町入札参加資格（測量及び建設コンサルタント）を有すること。		
(ウ) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 1,000 m ² 以上で、平成 27 年 4 月 1 日以降に元請けとして完了した公共施設の工事監理の実績を有していること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。		
(エ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。		任意
(オ) 県内に営業所を有する企業とすること。なお、八重瀬町又は与那原町に町内営業所を有する企業を 1 者以上含むこと。	必須	

※ 入札参加資格を有しない場合の手続きについては「(5) の入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

※ 上記(ウ)の「公共施設」とは、地方自治法第 238 条の 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

※ 上記(エ)の「HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の工事監理実績、ドライシステムの学校給食の工事監理実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設を含む。大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。）の工事監理実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 町内営業所とは、八重瀬町又は与那原町に法人設立設置届を提出しているものを指す。

エ 調理設備調達・搬入設置業務に当たる者

調理設備調達・搬入設置業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

参加資格要件	単独の場合	複数の場合	
		1 者以上	左記以外の者

(ア) 県内に営業所を有すること。	必須 (1者で全て 満たすこと)	必須 (1者で全て 満たすこと)	必須 (全ての企 業が満たす こと)
(イ) 平成27年4月1日以降にドライシステムの 学校給食施設又は集団調理場施設(民間施 設を含む)の調理設備調達を元請として完 了した実績を有していること。			任意

オ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

参加資格要件	単独の場合	複数の場合	
		1者以上	左記以外の 者
(ア) 県内に営業所を有すること。	必須 (1者で全 て満たすこ と)	必須 (1者で全 て満たすこ と)	必須 (全ての企 業が満たす こと)
(イ) 平成27年4月1日以降に、公共施設の維 持管理業務実績(指定管理者等)を有してい ること。			任意

※ 上記(イ)の「公共施設」とは、地方自治法第238条の4に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物を指す。

カ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、構成員とし、次の要件を満たすこと。

参加資格要件	単独の場合	複数の場合	
		1者以上	左記以外の 者
(ア) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有し ていること。	必須 (1者で全 て満たすこ と)	必須 (1者で全 て満たすこ と)	必須 (全ての企 業が満たす こと)
(イ) 3,000食以上の学校給食施設又は集団調理 場施設(民間施設を含む)における運營業務 の実績及び運営能力を有していること。			任意

※上記(ア)の「HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシス

テムの学校給食の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

キ その他業務に当たる者（任意）

ア～カの業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、入札参加者の参加資格要件（共通）を満たすこと。

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き

入札参加資格申請及び法人設置届については、2 町で要件等が異なるため、事前に提出先の町へ確認すること。また、参加表明書の提出期限までに入札参加資格を有しなければならない。

〈入札参加資格に関すること〉

八重瀬町役場 土木建設課 : 098-998-2623

与那原町役場 まちづくり課 : 098-945-7244

〈町内営業所設置に関すること〉

八重瀬町役場 税務課 : 098-998-9593

与那原町役場 税務課 : 098-945-4477

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間の参加資格の喪失

参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となり、落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(ア) 当該入札参加者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、2 町が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと 2 町が判断した場合。

イ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間の参加資格の喪失

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、落札者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、2 町は落札者と基本協定又は事業契約を締結

しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該落札者と基本協定又は事業契約を締結する。

- (ア) 当該落札者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、2町が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業に参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- (イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと2町が判断した場合。

(7) SPC の設立に関する事項

- ア 落札者は、仮契約の締結前までに会社法に定める株式会社として本事業を経営するに当たり適切な資本金を持った SPC を設立し、登記簿謄本上の本社所在地を2町いずれかとするものとする。
- イ 落札者の構成員は、SPC への議決権株式による出資を行うものとする。SPC の出資は構成員によるものとし、構成員以外の出資は認めないものとする。また、代表企業は出資者中唯一の最大出資者とする。
- ウ 全ての出資者は、事業期間中、SPC の議決権株式を保有するものとし、2町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 審査の手順及び審査

(1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 提案審査

審査委員会は、落札者決定基準に従って提案書類の審査を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札価格について、評価項目ごとの評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

選定結果を踏まえ、2町は、落札者を決定する。

(3) 審査事項

審査事項は、入札説明書等の公表時に公表する落札者選定基準に示す。

(4) 審査結果

審査結果は、文書で通知し、2町のホームページにおいて公表する。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者が提出した提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他2町が必要と認める場合、2町は入札参加者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を入札参加者が負担するものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、2町と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業範囲の施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、2町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、2町が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び2町と事業者の責任分担は、原則として別添資料5に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

2町は、事業者が実施する設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法や内容等については、事業契約に定めるものとする。

また、事業者の提供する設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、2町は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

4 事業終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を2町の定める要求水準を満足する状態で、2町に引き継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- ア 敷地面積 約 11,500 m² (土地利用有効面積約 9,350 m²)
 イ 法的要件 都市計画区域外

2 施設要件

本施設に必要な機能は、次のものを想定している。なお、詳細は要求水準書(案)に示す。

【諸室の構成表】

区域区分		諸室等
給食 エリア	汚染作業区域	【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むき室(※1)、油庫、食品庫、計量室、冷蔵室、冷凍室、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、洗米室(※1)、器具洗浄室、廃棄庫、備品庫、前室等
		【洗浄エリア】 回収前室(※2)、洗浄室、特別洗浄室(※2)、残渣処理室、残渣保管室(※2)、前室等
	非汚染作業区域	【調理エリア】 上処理室(※1)、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応食調理室、器具洗浄室、前室等
		【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室等
一般区域	調理員用更衣室、調理員用便所、調理員用休憩室、洗濯室(※2)、乾燥室(※2)、倉庫等	
共用部分	玄関ホール・風除室、多目的室、一般用便所、バリアフリースイール等	
一般 エリア	町専用部分	町職員用事務室、町職員用更衣室、町職員用便所(※2)、書庫、給湯室等
	事業者専用部分	事業者用事務室等
	その他	機械室、消火ポンプ室等
付帯施設		ごみ庫、厨房除害施設、受水槽
外構		駐車場、屋根付き駐車場(バリアフリー用)、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門・門扉、囲障、植栽、外灯等

※1 室は提案によりコーナーとしてもよい。

※2 提案により他室との兼用としてもよい。

3 提供食数

本施設の一日最大提供食数は7,500食(アレルギー対応食を含む)とする。

4 献立方式

ア 献立方式は1献立とする。

イ 主食（白米・パン・麺）、牛乳は、2町が別途手配する納入業者が学校へ直送する。

5 施設稼働日数

1年で小学校・中学校とも200日程度を予定している。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、2町と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、那覇地方裁判所の合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者が実施する業務が事業契約に定める2町の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の債務不履行又はその懸念が生じた場合、2町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、2町は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、2町は事業契約を解約することができる。
- ウ 前2号の規定により2町が事業契約を解約した場合、事業者は、2町に生じた損害を賠償しなければならない。

2 2町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 2町の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、2町は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他2町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、2町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、2町及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が、PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、2町は、措置並びに支援を受けることができるよう努める。

第8 その他特定事業の実施に関する主な事項

1 本事業における2町の事務所掌

2町は、学校給食に関する事務を共同して管理し、執行するため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、協議会を設置している。入札及び事業実施における2町の事務手続き等については協議会が所掌する。

2 2町議会の議決

2町は、特定事業契約の締結に関する議案を令和9年2月以降の議会に付議する予定である。

3 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署：八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会

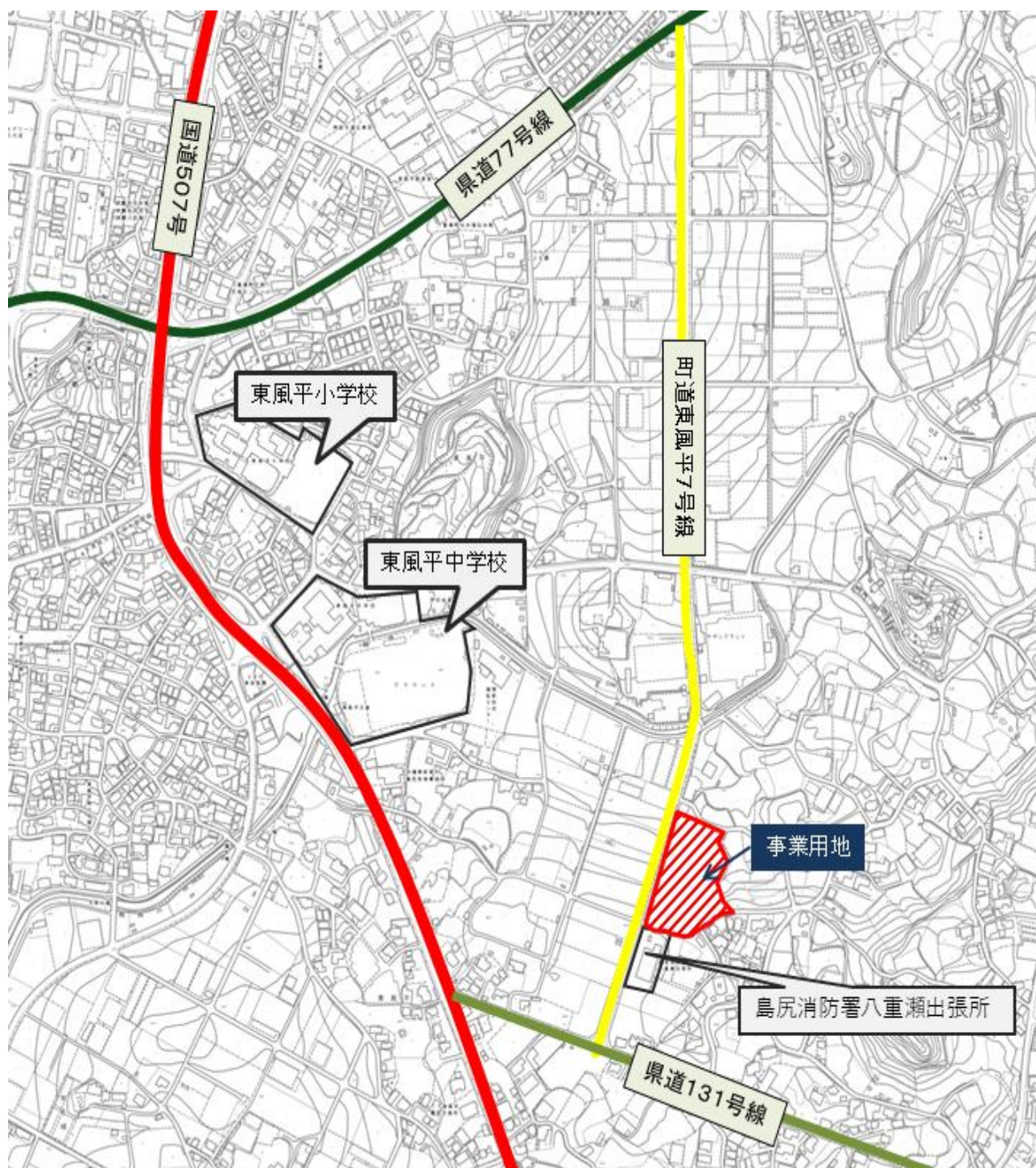
住所：沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地 八重瀬町役場 3 階

電話：098-998-2011

E-Mail：ks05@yaese.ed.jp

別添資料 1 : 位置図及び事業用地概要図

位置図



事業用地概要図

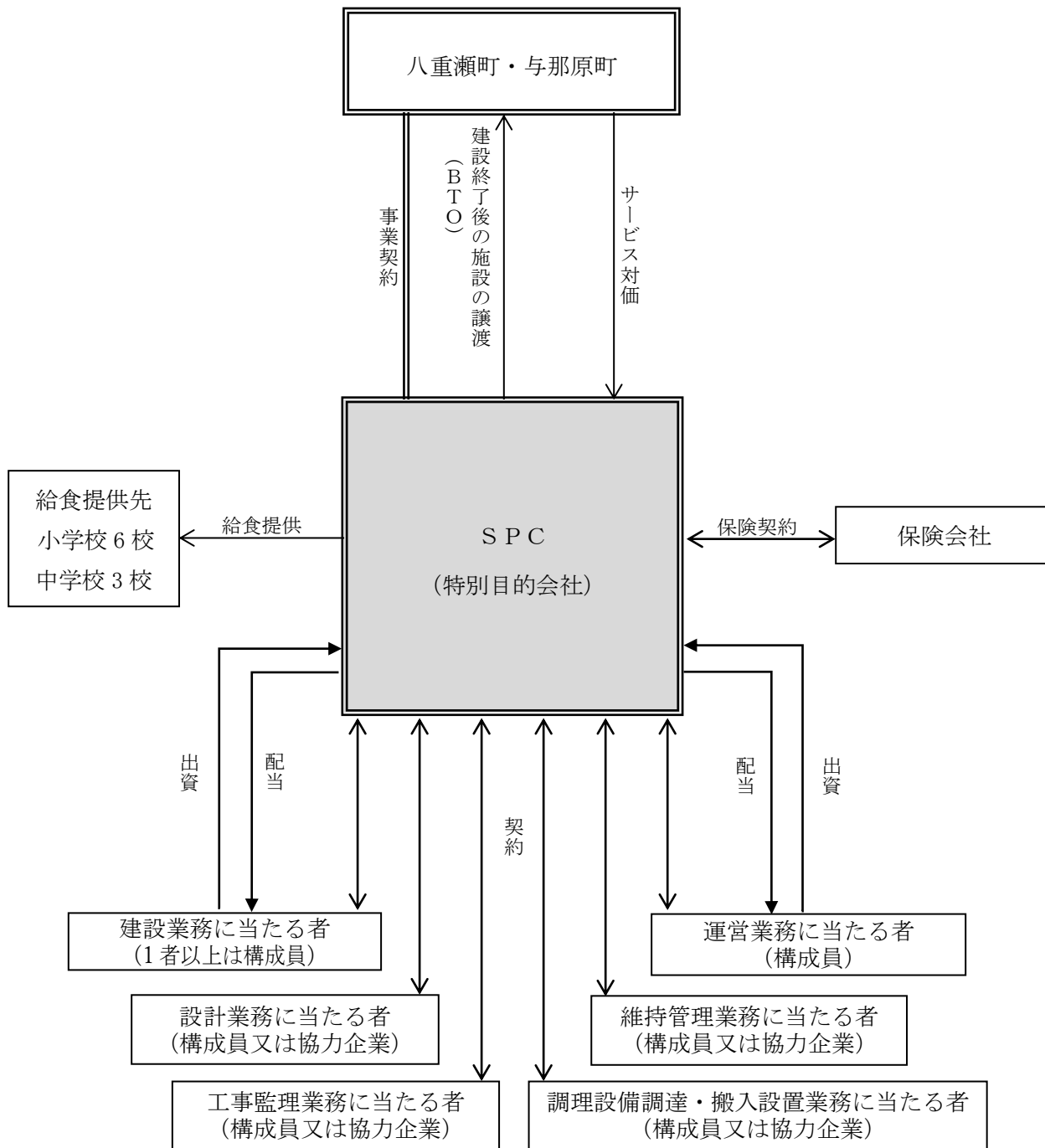


別添資料 2 : 配送校一覧表

NO.	学校名	所在地
1	東風平小学校	八重瀬町字東風平 304
2	白川小学校	八重瀬町字小城 551
3	新城小学校	八重瀬町字新城 1381
4	具志頭小学校	八重瀬町字具志頭 666
5	東風平中学校	八重瀬町字東風平 267
6	具志頭中学校	八重瀬町字具志頭 690
7	与那原小学校	与那原町字与那原 735
8	与那原東小学校	与那原町字板良敷 50
9	与那原中学校	与那原町字与那原 57

別添資料3：事業スキーム図

BTO方式



別添資料4：審査委員会の構成

所属	氏名
特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会 会長兼理事長	植田 和男
琉球大学 名誉教授	堤 純一郎
琉球大学 農学部亜熱帯生物資源科学科 准教授	井口 直子
沖縄振興開発金融公庫	調整中
八重瀬町役場 教育次長	神谷 学
与那原町役場 政策調整監	上原 謙

別添資料5：リスク分担表（案）

「○」主分担、「△」従分担

リスクの種類	整理 No	概要	負担者		
			2町	事業者	
共通	1	入札説明書等の誤り、入札手続の誤り	○		
	2	応募手続に係る費用の負担		○	
	3	契約締結の中止	○	○	
	4	2町の政策変更による政策方針や事業計画の変更によるもの	○		
	5	5	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)	○	
	7	7	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
	8	8	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	9	9	2町の事由による許認可の取得遅延	○	
	11	11	本事業の実施自体に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
	13	13	2町の事由による事故によるもの	○	
	15	15	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込可能な範囲を超えるもの	○	△
	16	16	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	17	17	提案時から金利基準日までの金利変動によるもの	○	
	18	18	2町があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
	20	20	施設供用前の物価変動	○	△
	22	22	2町の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
	24	24	2町の事由による情報流出・紛失等	○	
26	26	要求水準未達によるもの(施工不良を含む)		○	

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				2町	事業者
設計・建設	測量・調査リスク	27	2町が提示した測量・調査の不備	○	
		28	上記以外の測量・調査の不備		○
	設計遅延・調査・設計費等の増大	29	2町の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		30	上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	計画・設計・仕様変更リスク	31	2町の事由により変更する場合	○	
		32	上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
	工事遅延・工事費増大リスク	33	2町の事由による工事遅延、工事費の増大	○	
		34	上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		○
施設等損害リスク	35	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
維持管理・運営	供用開始の遅延リスク	36	2町の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		37	上記以外による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理リスク	38	2町の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		39	上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	施設瑕疵リスク	40	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		41	事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	維持管理・運営費増大リスク	42	2町の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		43	上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	施設等損傷リスク	44	2町の事由による施設の損傷	○	
		45	上記以外の事由による施設の損傷		○
	支払遅延・不能リスク	46	2町の事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	需要変動リスク	47	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、2町の事由によるもの	○	
		48	生徒数の変動によるもの（※4）	△	○
		49	残菜の変動によるもの（※4）	△	○
異物混入・食材異常リスク	50	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む）	○		
	51	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○		
	52	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
	53	調理、配送業務における異物混入等		○	
	54	生徒への受け渡し後の異物混入等	○		

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				2町	事業者
維持 管理 ・ 運営	アレルギー対応リスク	55	アレルギー疾患を有する生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		56	調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		57	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症（※5）	○	○
	食中毒リスク	58	2町の検収作業に起因する場合	○	
		59	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		60	検収後の保存方法に起因する場合		○
		61	調理、配送業務に起因する場合		○
	配送遅延リスク	62	2町の責めによる配送の遅延等によるもの	○	
63		上記以外による配送の遅延等によるもの		○	
移管	性能確保リスク	64	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続リスク	65	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続に伴うもの		○

※1 不正行為を除きそれぞれが発生した費用を負担する（2町議会で承認されなかった場合も含む。）

※2 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。

※3 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。

※4 一定以上の食数変動が生じる場合は、サービス対価の見直しについて協議を行う。

※5 帰責事由による。

別添資料 6：サービス対価の支払い方法

1 サービス対価の構成

2 町が事業者を支払うサービス対価は次のとおりとする。

【表 サービス対価の構成】

項目		内容		
サービス対価	サービス対価 A	①設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る費用 ②その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費 等		
	サービス対価 B	①開業準備業務に係る費用		
	サービス対価 C	①学校給食調理 固定費	以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ア 維持管理業務に係る費用 イ 運営業務に係る費用 ウ SPC 経費 等	
		②学校給食調理 変動費		
③配送車の燃料費				
④修繕・更新費				

2 サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い方法】

費用項目		支払い方法
サービス対価	サービス対価 A	ア 事業者は、建設業務完了後、30 日以内に 2 町にサービス対価 A の請求書を提出する。 イ 2 町は、請求書受理後、30 日以内に一括で支払う。
	サービス対価 B	ア 事業者は、開業準備業務完了後、30 日以内に 2 町にサービス対価 B の請求書を提出する。 イ 2 町は、請求書受理後、30 日以内に一括で支払う。
	サービス対価 C	ア 2 町は、サービス対価 C について下記①～④をまとめて計 60 回支払う。初年度は、1 回目として施設の引渡し日の翌日～令和 11 年 12 月 31 日分、2 回目として令和 12 年 1 月 1 日～3 月 31 日を支払い、以降四半期ごとに計 60 回に分けて支払う。なお、最終年度の第 2 四半期分 (60 回目) は令和 26 年 7 月 1 日～8 月 20 日分となる。 イ 2 町は、事業者の維持管理業務及び運営業務の実施状況をモニ

費用項目		支払い方法
		タリングし、要求水準を満たしていることを確認した上で、サービス対価Cを支払う。 ウ 2町は毎月事業者からの報告書の提出を受け、四半期に一度業務状況の良否を判断し、報告書受領後10日以内にモニタリング結果を事業者へ通知する。 エ 事業者はモニタリング結果受領後、速やかに請求書を発行し、2町は請求書受領後、30日以内に支払う。
	①学校給食調理固定費	ア 2町は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。
	②学校給食調理変動費	ア 2町は、各期における合計の提供給食数に入札参加者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。
	③配送車の燃料費	ア 2町は、入札参加者が提案した燃料単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を払う。 イ 支払いにおいて2町は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。対象校の変更が生じた場合のルート変更による実使用量の超過分については、2町の負担とする。
	④修繕・更新費	ア 2町は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。

3 サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い時期】

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	ア サービス対価A：請求書受領後30日以内 (建設業務後に一括で支払い) イ サービス対価B：請求書受領後30日以内 (開業準備業務後に一括で支払い) ウ サービス対価C：請求書受領後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

4 サービス対価の改定

(1) サービス対価Aの改定

サービス対価Aについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

- ア 2町及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を2町に提出し2町の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不相当となったと認めるときは、相手方に対してサ

サービス対価の変更を請求することができ、2 町又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。

イ サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価Aの合計額からウ(ア)の基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（以下ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Aの改定額を定めるものとする。

ウ サービス対価の改定手続きは、次のとおりとする。

(ア) アの規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

(イ) 2 町は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、2 町が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。

(ウ) 改定増減額については、入札公告日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A : 改定増減額（サービス対価Bの増減額）

B : 変動前残工事費

α : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札公告日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

(エ) 改定率の算定の用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（工場 Factory S－工事原価）とし、入札公告日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

(オ) アに規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不適當となったと認めたとき」とは、入札公告日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記ウの α に相当する率）の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。

(カ) 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

(キ) アの規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記ア～ウにおいて「事業契約締結の日」及び「入札公告日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業

務完了届を2町に提出し2町の完了確認を得た日)」とあるのは「12ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) サービス対価Cの改定

サービス対価Cについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

ア 2町及び事業者は、維持管理・運営期間内で、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Cが不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、2町又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。

イ サービス対価の改定手続きは、次のとおりとする。

(ア) 改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

(イ) 支払い年度(t年度)のサービス価格Cの算定に必要な改定率 α については、次の計算式により算定する。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{t-2年7月} \sim \text{t-1年6月の物価指数の平均値}}{\text{t-3年7月} \sim \text{t-2年6月の物価指数の平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

① 学校給食調理固定費

(t年度のサービス対価C(改定後)の固定費)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち固定費}) \times \text{改定率 } \alpha$$

② 学校給食調理変動費

(t年度の給食1食当たりの単価(改定後))

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち給食1食当たりの単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

③ 配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価(改定後))

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち配送車の燃料費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

④ 修繕・更新費

(t年度の修繕・更新費(改定後))

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち修繕・更新費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※上記計算により、②～④の単価に円単位未満が生じた場合には端数処理せず、②～④のそれぞれの費用を算出後にそれぞれの費用について円単位未満を四捨五入する。

(ウ) アに規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不相当となったと認めたとき」とは、t-2年7月からt-1年6月までの物価指数の平均値とt-3年7月からt-2年6月までの物価指数の平均値との比(上記(イ)の改定率 α)の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。

(エ) 維持管理・運営期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基

づく指数により計算を行うものとする。また、用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなる等の場合は、その後の対応方法について 2 町と事業者との間で協議して定めるものとする。

【表 物価変動による見直し時のサービス対価Cの改定方法】

項目	改定費目	物価指標	改定方法
サービス対価C	①学校給食調理 固定費 (人件費)	毎月勤労統計調査(賃金指数(決まって支給する給与/調査産業計))	ア 毎年度8月末日までに、指標値の評価(確報値)を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を2町に通知し、確認を受け、翌年度の費目を確定。
	②学校給食調理 変動費 (人件費)		ア 毎年度8月末日までに、指標値の評価(確報値)を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を2町に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る1食当りの単価を確定。 イ サービス対価としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	①' 学校給食調理 固定費 (人件費以外)	消費税を除く企業向けサービス価格指数(その他諸サービス)	上記①を参照のこと。
	②' 学校給食調理 変動費 (人件費以外)		上記②を参照のこと。
	③配送車の 燃料費		上記①を参照のこと。
	④修繕・更新費		上記①を参照のこと。

※1 初回の改定については、維持管理・運営開始前年8月末までに上表のとおり2町に通知するものとする。また、初回の計算は契約年度の平均値と維持管理・運営開始前の直近12ヶ月(確報値)の平均を用いるものとする。

※2 指標は、入札参加者の提案を踏まえて、2町との協議により契約までに変更することも可能である。

(3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

年 月 日

八重瀬町長・与那原町長 宛

実施方針に関する質問書

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-Mail	
提出質問数		

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容
1								
2								
...								
(例)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

年 月 日

八重瀬町長・与那原町長 宛

実施方針に関する意見書

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-Mail	
提出意見数		

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	意見の内容
1								
2								
...								
(例)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。